

注 文 書

- 1 契約番号 2026000012
- 2 件 名 大崎市いきいき百歳体操推進支援事業業務
- 3 場 所 大崎市内
- 4 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 別添書類 (1) 仕様書
(2) 参考明細書
- 6 担 当 課 大崎市民生部高齢障がい福祉課

大崎市いきいき百歳体操推進支援事業業務仕様書

1 目的

おおむね 65 歳以上の高齢者が地域における自主的な介護予防に資するため、身近な場所で「おおさきいきいき百歳体操」を継続して行えるようにするための活動を支援することを目的とする。

2 法令等の遵守

受託者は、業務を円滑に遂行するよう、大崎市いきいき百歳体操推進事業実施要綱（以下「要綱」という。）その他関連する新規団体の法令等を遵守しなければならない。

3 業務の名称

大崎市いきいき百歳体操推進支援事業

4 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 対象者

大崎市内に住所を有するおおむね 65 歳以上の高齢者 5 人以上の住民で組織する団体（以下「団体」という。）とする。

6 指導者

事業の指導者は、健康運動指導士または介護予防運動指導員の資格を有し、高齢者の運動の経験のある者とする。

7 実施会場及び日程

団体が活動している大崎市内の会場において、できるだけ団体の希望に合わせた日程で体操指導等の支援をする。

8 業務内容

- (1) 市を介して団体と支援日の日程調整
- (2) 実施日の連絡（団体と市へ）
- (3) いきいき百歳体操に関する指導およびおもりの調整
- (4) 体力測定（希望する団体のみ）
- (5) いきいき百歳体操手帳の配布・説明（必要時）
- (6) アンケート
- (7) その他必要なサービス

※別紙参照

9 支援時間

団体の希望を確認しながら 1 時間から 2 時間以内とする。

1 0 業務回数

業務地域及び回数については、次に掲げるとおりとする。

- | | | |
|-----|----------------|-----------|
| (1) | 古川地域 | 60回程度 |
| (2) | 松山地域 | 15回程度 |
| (3) | 三本木地域 | 15回程度 |
| (4) | 鹿島台地域 | 20回程度 |
| (5) | 岩出山地域 | 15回程度 |
| (6) | 鳴子温泉地域 | 10回程度 |
| (7) | 田尻地域 | 25回程度 |
| (8) | 新規団体 (10団体×5回) | 50回 |
| | | 合計 210回程度 |

1 1 事業実施等の報告

受託者は、業務の実施月の翌月10日までに、事業実施報告書を市長に提出するものとする。

1 2 個人情報の保護

受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

1 3 事故の報告

受託者は、業務の実施中に参加者等に事故が生じたときは、速やかに事故の内容、原因、対処方法及び改善方法を記載した文書を市長に提出するものとする。

1 4 業務の調査等

市長は、業務の適正な実施を確保するため、受託者が行う業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができるものとする。

1 5 受託者の責務

受託者は、参加者のプライバシー等業務の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

受託者は、業務を行うために必要な書類を整備し、業務の完了日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

1 6 入札金額

入札金額の記載は、1回分の単価の金額を記入するものとする。

1 7 委託料の請求

受託者は、業務の実施月の翌月10日までに請求書を市長に提出するものとする。

1 8 委託料の支払

市長は、前条の規定に基づく請求書を受理したときは、その内容を精査し、正当と認めた場合は、当該請求書の受理日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

1 9 諸帳簿の整備

受託者は、委託業務に係る書類、収支の明細を記録した書類及び証拠書類を整備し、期間終了後5年間保存しなければならない。

2 0 暴力団等の排除について

暴力団等の排除について、次のとおりとする。

(1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

(2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

(3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

2 1 被災者の雇用について

本業務の実施に当たり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

2 2 その他

この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて市と受託者双方が協議して定めるものとする。

別記1（個人情報保護取扱業務の委託基準通知第3条関係）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の基本的人権を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受託者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

（収集の制限）

第3条 受託者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4条 受託者は、市の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は市の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（紛失、破損及び漏えいの防止等）

第5条 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の紛失、破壊、改ざん、き損、漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（資料の返還等）

第6条 受託者は、業務を処理するために、市から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（複写又は複製の禁止）

第7条 受託者は、業務を処理するために市から引き渡された個人情報が記録された資料等を市の承諾なしに複写又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第8条 受託者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、市が承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（事故発生時における報告）

第9条 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。

様式 1

令和 年 月 日

大崎市いきいき百歳体操推進支援事業業務実績報告書（月）

大崎市長様

所在地

名称

代表者名

電話番号

大崎市いきいき百歳体操推進支援事業業務（月）について、別紙のとおり実施しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

添付書類

- ・大崎市いきいき百歳体操推進支援事業業務実施報告書（別紙 1）
- ・大崎市いきいき百歳体操推進支援事業業務事後アンケート

大崎市いきいき百歳体操推進支援事業実施報告書

実施地区名	古川・松山・三本木・鹿島台・岩出山・鳴子・田尻						
実施日	令和 年 月 日()午前 時 分～ 時 分 午後						
団体名							
参加人数	男性: () 人 女性: () 人 計: () 人						
指導者職・氏名							
実施内容	<input type="checkbox"/> 体力測定						
	<input type="checkbox"/> 体操指導						
	<input type="checkbox"/> かみかみ百歳体操						
	<input type="checkbox"/> 音読のすすめ						
	<input type="checkbox"/> その他()						
連絡事項 (支援してほしい利用者がいるなど)※ない場合は空欄でかまいません							

おおさきいきいき百歳体操の支援内容について

【継続団体支援】

	支援内容	準備物
年1回	体調等の確認(血圧自己測定の確認) 体力測定(希望する場合のみ実施)・手帳への記入の声掛け 体操指導・おもりの調整 アンケート記入・回収	血圧計・ストップウォッチ・握力計 わたしのいきいき手帳・体力測定記録用紙・アンケート・鉛筆

【新規団体支援】

	支援内容	準備物
初回支援(1回目)	来た人から血圧測定・いきいき手帳へ記録 あいさつ・趣旨説明 ストレッチ体操・体力測定説明・体力測定 測定記録用紙回収・いきいき手帳へ記録 手帳の使い方の説明	血圧計・ストップウォッチ 握力計・体力測定記録用紙・鉛筆 私のいきいき手帳・DVD おもり
初回支援(2回目) ※初回より1週間後	血圧測定 初回欠席者の体力測定 いきいき百歳体操・おもりの使い方 健康講話(血圧管理他 20分程度) 音読のすすめ	血圧計・ストップウォッチ 握力計・体力測定記録用紙 私のいきいき手帳・鉛筆 おもり
初回支援(3回目) ※初回より2週間後	血圧測定 初回、2回目欠席者の体力測定 いきいき百歳体操指導・おもりの調整 咬合力チェック・口腔フレイル予防講話 (30分程度) かみかみ体操体験 団体と3か月後の日程の確認・共有	血圧計・ストップウォッチ・握力計 測定記録用紙・私のいきいき手帳 鉛筆・おもり・咬合力ガム
3か月後	体調等の確認(血圧自己測定の確認) 体操指導 健康講話(低栄養予防他 30分程度) 団体と6か月後の日程の確認・共有	血圧計 私のいきいき手帳・鉛筆
6か月後	体調等の確認(血圧自己測定の確認) 体力測定 健康講話(フレイル予防まとめ 15分程度) 体操指導・おもりの調整(体力測定記録用紙といきいき手帳へ記入の声掛け)・アンケート記入と回収 団体と1年後の日程の確認・共有	血圧計・ストップウォッチ 握力計・体力測定記録用紙 私のいきいき手帳 アンケート・鉛筆

いきいき百歳体操推進支援事業業務委託設計内訳書

科 目	内 容	算出基礎			
人件費	健康運動指導士 (指導、移動・準備)	回×	円×	時間	= 円
事業費	燃料費	回×	円×	km	= 円
	教材費	回×	円×	人	= 円
	印刷代	回×	円×	人	= 円
			(非課税)	合計	円

※社会福祉事業に類するものとして（消費税法施行令第14条の3第五号及び平成18年3月31日厚生労働省告示第311号）により非課税とする。